

太田市一般廃棄物責任処理組合助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市南一番街を中心とした飲食店等からの一般廃棄物を処理し、環境美化活動を推進することを目的として、太田市一般廃棄物責任処理組合（以下「組合」という。）の行う事業に対し太田市一般廃棄物責任処理組合助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成率及び助成金の額)

第2条 助成金の額は、別表に定める助成対象経費の2分の1以内を基準とし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(財産の管理)

第3条 組合は、事業により取得し、又は増加した財産については、当該年度の事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。

(帳簿等の備付け)

第4条 組合は、この助成事業の認定を受けて事業を行う場合には、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について根拠となる書類を整理し、かつ、当該帳簿及び根拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(助成金の返還)

第5条 市長は、組合の当該年度における収入支出決算において、助成金額の1割を超える繰越金が生じた場合は、組合に対して、当該繰越金について助成金の返還を求めることができる。

(雑則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市一般廃棄物責任処理組合助成金交付要綱（平成13年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に助成金の交付を受けた組合については、第4条及び第5条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

事業運営上必要と認められる対象経費
役員報酬、時間外手当、賃金、販売手数料、会議費、消耗品購入費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、収集委託料、資材購入費、備品購入費、ごみ処理費